

特集
1

令和5年10月 インボイス制度が始まります！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

インボイスとは…

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

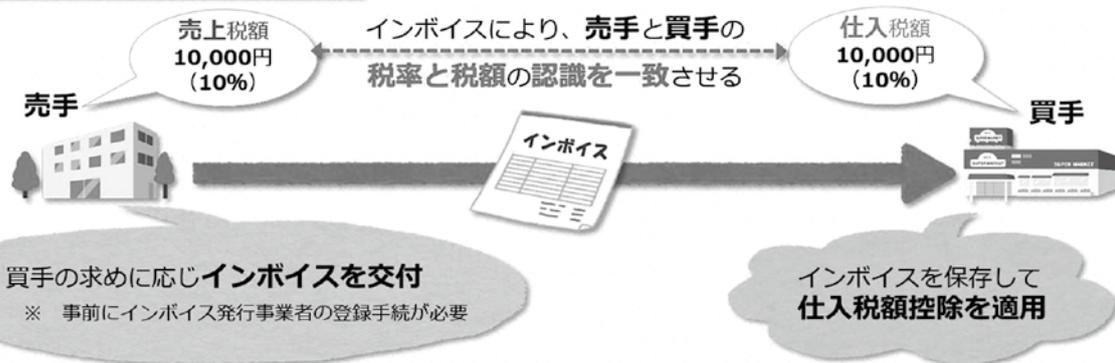
「インボイス制度」とは…

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（※交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが**できます！

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方
《2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方》
- 対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

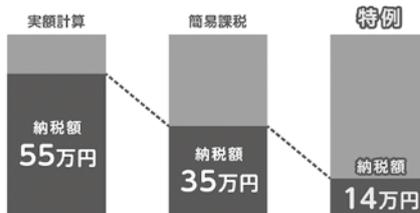
実額計算の場合▶

70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円* = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

売上・収入を把握するだけで申告でき、経費等の集計は不要！
事前の届出も不要！



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります！

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！
振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫？

大丈夫です！4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です！

適格請求書発行事業者の登録件数及び登録申請書の処理期間について

1. 登録件数

適格請求書発行事業者として登録されている件数は、以下のとおりです

- ・登録件数(令和5年1月末現在)2,199,769件

2. 登録申請書の処理期間について

現在、登録申請書を提出されてから登録通知までの期間は、以下のとおりです。

- ・e-Tax提出の場合 約3週間
- ・書面提出の場合 約2か月

ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間をいただく場合があります。

これから登録申請書を提出される方は、国税庁ホームページに掲載している「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項」をご確認いただきますようお願いいたします。

● 国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

● 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています。

● インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00(土日祝除く)

令和4年2月(令和4年12月改訂)

説明会



特設サイト



※令和5年2月1日現在 国税庁ホームページより引用